

掛川市規則第17号

掛川市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和6年3月29日

掛川市長

(別紙)

掛川市会計規則の一部を改正する規則

掛川市会計規則（平成17年掛川市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「歳入の」を削り、同条第1項中「令第158条第1項の規定により歳入の徴収若しくは収納の事務を私人に委託し、又は令第158条の2第1項の規定により地方税の収納の事務を私人」を「法第243条の2第1項の規定により公金事務（同項に規定する「公金事務」をいう。以下同じ。）のうち徴収又は収納に関する事務を指定公金事務取扱者（同条第2項に規定する「指定公金事務取扱者」をいう。以下同じ。）」に改め、同条第3項中「収納の事務」を「収納に関する事務」に、「者（以下「徴収等受託者」という。）」を「指定公金事務取扱者」に、「徴収等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第4項中「徴収等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第5項中「徴収等受託者」を「指定公金事務取扱者」に、「徴収受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第19条見出し中「徴収受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第1項及び第2項中「徴収等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第3項中「徴収等受託者」を「指定公金事務取扱者」に、「歳入」を「公金」に改め、同条第4項中「徴収等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第5項中「令第158条の2第1項」を「法第243条の2第1項」に改め、「規定により」の次に「公金事務のうち」を加え、「徴収等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第41条第1項中「令第165条の3第1項」を「法第243条の2第1項」に、「私人」を「指定公金事務取扱者」に、「支出事務」を「公金事務のうち支出に関する事務」に改め、同条第2項中「支出事務」を「支出に関する事務」に改める。

第42条第1項中「支出事務」を「支出に関する事務」に、「者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の掛川市会計規則の規定により公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務を行わせている者に、施行日から令和8年3月31日までの間に限り、なお従前の例により当該従前の公金事務を行わせることができる。